

販売高圧ガス貯蔵届

年 月 日

燕・弥彦総合事務組合 管理者 殿

届出者
住 所
氏 名
電話番号
〔法人にあつては、名
称及び代表者の氏名〕

下記のとおり、販売する高圧ガスを貯蔵したいので、届け出ます。

記

名 称 (販売所の名称を含む)	
事務所（本社）所在地	電話番号
販売所所在地	電話番号
貯蔵場所所在地	電話番号
貯蔵する高圧ガスの種類	
※受付欄	※経過欄

- 添付書類
- 1 高圧ガス保安法第15条第1項の経済産業省令で定める技術上の基準に関する事項を記載した書類
 - 2 貯蔵場所の構造を示す図面
 - 3 貯蔵場所の付近の状況を示す図面
- 注 ※印の欄は、記載しないでください。

貯蔵の方法に係る技術上の基準

規則		項目	申請内容
一般	液石		
18条 2号	19条 2号	容器により貯蔵する場合にあっては、次に掲げる基準に適合すること。	
イ	ロ	<u>可燃性ガス</u> 又は <u>毒性ガス</u> の充填容器等の貯蔵は、通風の良い場所ですること。	
ハ		<u>シアン化水素</u> は、1日に1回以上当該ガスの漏えいのないことを確認すること。	
ニ		<u>シアン化水素</u> は、容器に充填した後60日を超えないものをする事。 ※ただし、純度98%以上で、かつ、無着色のものについては、この限りでない。	
ホ	イ	船、車両若しくは鉄道車両に固定し、又は積載した容器によりしないこと。 ※ただし、法第16条第1項の許可を受けた場合、法第17条の2第1項の届出を行った場合、緊急時に使用する高圧ガスについてはこの限りでない。	
ヘ		一般複合容器等であつて当該容器の刻印等において示された年月から15年を経過したものを高圧ガスの貯蔵に使用しないこと。	
6条 2項 8号	6条 2項 7号	容器置場及び充填容器等は、次に掲げる基準に適合すること。	
イ	イ	充填容器等は、充填容器及び残ガス容器にそれぞれ区分して容器置場に置くこと。	
ロ		<u>可燃性ガス</u> 、 <u>毒性ガス</u> 及び <u>酸素</u> の充填容器等は、それぞれ区分して容器置場に置くこと。	
ハ	ロ	容器置場には、計量器等作業に必要な物以外の物を置かないこと。	
ニ	ハ	容器置場（不活性ガス及び空気のものを除く。）の周囲2m以内においては、火気の使用を禁じ、かつ、引火性又は発火性の物を置かないこと。※ただし、容器と火気又は引火性若しくは発火性の物の間を有効に遮る措置を講じた場合は、この限りでない。	
ホ	ニ	充填容器等は、常に温度40℃（超低温容器又は低温容器にあっては、容器内のガスの常用の温度のうち最高のもの。）以下に保つこと。	
ヘ	ホ	充填容器等（内容積が5ℓ以下のものを除く。）には、転落、転倒等による衝撃及びバルブの損傷を防止する措置を講じ、かつ、粗暴な取扱いをしないこと。	
ト	ヘ	<u>可燃性ガス</u> の容器置場には、携帯電燈以外の燈火を携えて立ち入らないこと。	

備考：申請内容欄には「別紙のとおり台帳を備え記録する」「基準どおり遵守する」「該当なし」等記載すること。

貯蔵するガスの種類及び貯蔵量

ガス名	容 器 の 種 類	容 器 の 本 数	貯 蔵 量
	m ³ kg	本	m ³ kg
	m ³ kg	本	m ³ kg
	m ³ kg	本	m ³ kg
最大貯蔵量（合計）		本	m ³ kg